

令和4年第3回日向市議会定例会

一般質問通告書（傍聴者用）

◎新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、議会を傍聴する際は以下のことに協力ください。

- ・「傍聴者カード」に(1)来庁日時、(2)住所、(3)氏名、(4)電話番号、(5)体温を記入してください。
- ・「入口での検温」をお願いします。（※非接触赤外線体温計を使って検温します。）
- ・「咳エチケットの徹底」と「手指消毒液を使用」して、感染予防対策にご協力ください。
- ・「マスクを着用し、お互いに間隔を取って着席」してください。※マスクは各自でご用意ください。



質問日	質問順位	氏名	会派名又は政党名	ページ
6月13日 (月)	午前	1 西村 豪武	改革クラブ結い	1
		2 三樹 喜久代	公明党	3
	午後	3 友石 司	-----	5
		4 徳永 幸治	市民連合	8
6月14日 (火)	午前	5 小林 隆洋	新志会	10
		6 日高 和広	市政会	12
	午後	7 黒木 万治	日本共産党	14
		8 三輪 邦彦	市民連合	16
6月15日 (水)	午前	9 富井 寿一	市民連合	19
		10 松葉 進一	新志会	21
	午後	11 海野 誓生	市民連合	23
		12 柏田 公和	改革クラブ結い	26
6月16日 (木)	午前	13 森腰 英信	市政会	27

【お願い】

- 議場内では、携帯電話等の通信機器の電源をお切りになるか、マナーモードにして、通話はしないでください。
- 本会議の様子はインターネットで中継します。傍聴席も中継映像に映る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※午前の開始は 9時30分、午後の開始は 1 時からの予定です。

日向市議会議長 黒木 高広 様

[12 番] 日向市議会議員 西 村 豪 武



発言（一般質問） 通告書

令和 4 年第 3 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、
会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 1 番

内 容（具 体 的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
1. 事例に学ぶ「内部統制」の徹底と今後の取組みについて。 内部統制とは、云う迄もなく「業務上の不祥事を防ぎ、業務の適正さを確保するための庁内体制」を指す。先日の阿武町での 4,630 万円の誤送金騒動の報道もあり、「性善説に任せたマネジメントは慢心を起こす」や、「不正のトライアングル理論」等が論じられる中、本市においても過去に業務処理等において甚だ遺憾な事案発生もあり、これらを踏まえ、以下について問う。 （1）本市の「内部統制」等のあり方について。 ①「作業マニュアル策定」等による仕事の可視化の取組み。 ②「報・連・相」の仕組みの徹底と人財(材)育成の近道の手法等。 （2）組織改編における「係制」から「チーム制」への考察等について。 （「人依存」から「仕組み依存」への方向転換を）	市長 教育長
2. 日向版「地域経済活性化対策」等の取組みについて。 インフレが加速する中、ロシアによるウクライナ侵攻が世界経済の見通しを大幅に狂わせ、経済成長を減速させインフレ率の加速が鮮明となっている。トウモロコシや小麦の供給にも影響が及び食料や燃料価格の上昇にも繋がり、昨今の世界情勢から「新自由主義からの脱却、成長と分配」の看板架け替えの「新しい資本主義」の展開への影響も避けられない状況下にある、スタグフレーションへの危機をも危惧される。以上のことから、次の 3 点を問う。 （1）コロナ禍における市内の経済状況把握と業態別の分析等について。 （2）本市独自の「コロナ出口戦略」等の取組みは如何に。	市長 教育長

(3)「日向市総合体育館整備基本計画」について、令和7年度建築着工時点で建築資材、労務費等の建設費高騰が確実視され、将来に禍根を残さないためにも大幅な見直し等再考察の必要性を感じるが、如何か。

3. ウイズコロナ時代の「新しい生活様式」における「脱マスク」の対応等について。

市長
教育長

(1)「マスク着用が日本は義務化されていないのに、国が外では外してもよいと言うことの意味合いが理解できない」との市民からの問いに対し、どの様に説明していいのかを、敢えて問う。

(2)本市独自の学校教育現場の対応等について。

4. 「プラスチック資源循環促進法」に基づく対応等について。

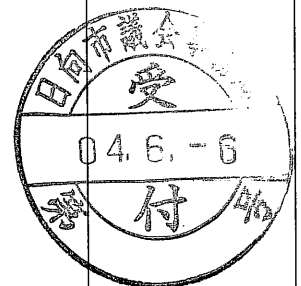
市長
教育長

この法律の背景には2019年5月に政府が策定した「プラスチック資源循環戦略」があり、3R+Renewableの基本原則と6つの野心的なマイルストーンを目指す方向性と位置付けられ、G20大阪サミットでの、日本の対策「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を各国に発信し、2050年に新たな海洋汚染をゼロにすることを目指すものとされている。2022年4月に施行された3R(リデュース・リユース・リサイクル)、その他の再生を促進する(リニューアブル)の努力義務についての取組みが謳われていることを踏まえて、以下を問う。

(1)本市のこれまでの4R(1.Refuse(リフューズ):買わない・断る
2.Reduce(リデュース):減らす 3.Reuse(リユース):繰り返し使う
4.Recycle(リサイクル):資源として再生利用する)運動の成果等について。

(2)事業者等への啓発をはじめ、今回の「プラスチック資源循環促進法」の運用や対応等の取組みについて。

(3)義務教育等における環境教育の取組みについて。





発言（一般質問） 通告書

令和4年第3回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

質問順位 2番

内 容 （ 具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途について （SDGs目標1. 3. 8） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という）については、コロナ対応の取組である限り、原則、各自治体の判断で、さまざまな事業に活用することができるもので、生活者や事業者の支援が目的である。 （1）今回の地方創生臨時交付金の交付額はどのくらいになるのか。また、コロナ禍における原油価格・物価高騰が、市内の生活者、事業者にどのような影響をもたらしているかの調査研究を進めていると思うが、現在の調査の状況と、検討している支援について市長に問う。 （2）学校給食費における保護者の負担増を回避するため、食材費などの増額分を地方創生臨時交付金で支援することができる。そして、その対象は学校だけではなく、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、介護施設の食事等にも適用可能となっている。学校給食費等負担軽減のために地方創生臨時交付金の活用を望むが如何か。 （3）新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、带状疱疹を発症する市民が急増している。带状疱疹は、加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下が発症の原因となる。多くの場合、皮膚症状が治ると痛みも消えるが、神経の損傷によってその後も続く最も頻度の高い合併症「带状疱疹後神経痛」が、将来の健康をおびやかす。また、带状疱疹が現れる部位によって、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすことがある。 50歳以上の方は、ワクチンを接種することにより带状疱疹を予防することができる。带状疱疹の予防接種は、生ワクチン（約7,000円）と不活化ワクチン（約40,000円）があるが、高額で保険適応がなく自費となる。地方創生臨時交付金の使途として、带状疱疹ワクチンへの助成は可能との見解も出されている。市民の带状疱疹の発症を防ぐ意味から、一定の年齢層を対象に、带状疱疹ワクチンへの助成を行うべきと思うが如何か。	市 長 教 育 長

2. ヤングケアラーの実態調査の進展について

(SDGs 目標 1. 3. 10)

厚生労働省と文部科学省が、昨年（令和3年）4月にまとめた初の全国実態調査では、中学2年生の5.7%（約17人に1人）、今年の厚生労働省の調査では、小学6年生の6.5%（約15人に1人）が、世話をしている家族が「いる」と回答している。家族のために献身する行為自体は、否定すべきものではないが、それが原因で自分の将来に希望が持てず苦しむことがあってはならない。ヤングケアラーを把握し、適切な支援につなげなければならない。

国は2022年度から3年間「集中取組期間」に設定し、ヤングケアラーに関する自治体単位の実態調査や関係機関との職員研修に財政支援をしている。支援体制の強化を進めるために以下の取り組みについて問う。

- （1）実態把握を現在どのように進められているのか。
- （2）児童生徒を日常的に見守る体制をつくるには何が必要か。
- （3）ヤングケアラー自身がヤングケアラーであるという気づきがない現状を変える取り組みについて。
- （4）国の調査でヤングケアラーの半数が悩みを誰にも「相談したことがない」と回答しているが、学校等の相談体制の構築について。
- （5）ヤングケアラーに対する社会的認知を高める広報活動について。

3. 「弱視」早期発見に、3歳児健診に屈折検査の導入を

(SDGs 目標 3)

子どもの50人に1人が、弱視（視力が未発達の状態）である。子どもの視力は成長とともに上がり、6～8歳までに決まる。幼少期に強い遠視や乱視などがある場合、早期に治療を行わないと弱視になり、大人になって眼鏡をかけても十分な視力が得られない。

本市での3歳児健診の視覚検査は、事前に各家庭で視力を調べ、問題があれば健診会場で医師らが検査することになっている。子どもでは自分の目の状態を正確に説明できなかったり、保護者が見逃したりする例がある。令和3年11月に日本眼科医会からも屈折検査の必要性を訴える要望書が本市にも届いていると思う。屈折検査機器の導入については、国の予算で2分の1が補助される。3歳児健診に屈折検査導入で弱視の早期発見をし、視力の健全な発育を図るべきと思うが見解を問う。

4. 「暗所視支援眼鏡」を障がい者等日常生活用具として認定を

(SDGs 目標 3. 10)

暗所視支援眼鏡は、「夜盲」や、視野が狭くなる「視野狭窄」が進み、さらには視力を失うこともある網膜色素変性症の患者が、暗い場所でも明るく見えやすくする器具だが、購入費用が約40万円にもなり、経済的負担が大きい。日常生活用具の対象品目になれば、国が2分の1、県が4分の1の補助が受けられる。日常生活用具の対象品目に加え、購入費を助成することができないか。

市長
教育長

市長

市長



日向市議会議員 黒木 高広 様

[13 番] 日向市議会議員

友石 司



発言（一般質問） 通告書

令和 4 年第 3 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 3 番

内 容（具 体 的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
行政のデジタル化の進め方と弊害への認識 前回（3 月議会）は行政のデジタル化に関して、先端技術の活用や、パーソナルデータ等に関する個人情報の取り扱い規定に、オープンデータの利活用、行政事務や教育現場でのデジタル化に伴う事例を、先進自治体の事例を参考にお伝えしました。今回も、私がもっと深く確認したかった事なども含め、事業ごとにデジタル化を紐づけて、その良い点・悪い点を提起しながら、質問を行いたいと思います。 今回の質問の大前提としまして、デジタル化のメリットは利便性と速度であります。それをどのタイミングで精査し、準備を行い向き合うのかは人間の仕事だと思っています。人の思考よりもはるかに速く進んでいる技術に対して、理解し、対応するための想像力を駆使して、個人や住民主権など「市民サービスの向上」と言う本来の目的を見失わないための準備が必要だということで以下に質問を行ってまいります。 1. プログラミング教育と金融リテラシー (1) 必修科目となっていますプログラミング教育ですが、それは課題の解決に向けて論理的に考えるプログラミング的思考の力を身につけ、また、状況に応じてコンピュータを適切に使い、情報や情報技術を問題解決のために生かす情報活用能力などを育むことにあり、このような能力は実生活や学習面でも生かせることなのかと感じています。教える年齢によっては機器を使用しないアンプラグドプログラミングといった取り組みを行っている自治体もあるようですが、本市の現状と課題について伺います。 (2) 政府は「新しい資本主義」実行計画を発表しました。4 本柱の一つにあります「人への投資」で、年末までには策定するといわれている「資産所得倍増プラン」ですが、これは国民の金融リテラシーの醸成にあるのかと私は考えています。そこで、紙幣自体もデジタル通貨が存在し流通している現在、本市の学校教育の中での「お金」への向き合い方や取り組み状況を伺います。	市長 教育長

2. IT 人材育成のための環境と現状

日向市というよりも、世界的にシステムエンジニア（以下 SE）は不足しております。勿論業務や事業内容において高度専門なのか中程度技術が必要であるのかは変容しますが、企業誘致を行う上で地域人材に SE がいることはとても重要なことだと考えます。

私個人としては、コンピュータを動かす際に必要となるコードを書けるようにしたり、プログラミング言語を学んでアプリを作成できるようにしたりといった SE 等に特化した人材が、企業側としても、勿論本市職員としても必要ではないかと感じています。このことをふまえ、以下の点を伺います。

（１）本市における SE 等の人材育成に特化した専門学校や職業訓練のような場の創設の可能性について伺います。

（２）IT 人材育成に関わる市と民間事業者との連携について伺います。

3. MaaS と交通弱者対策

前回の質問で少しだけ話した、現在地から目的地までの移動手段をワンストップで提供する MaaS（Mobility as a Service）、それは既存の移動手段の再定義ともいわれています。公共交通の衰退が加速している本市でも、鉄道やバス路線の経営が困難になり、廃止が相次いでいる状況です。時間帯ではタクシーが利用できない地域もあります。経営難だけでなく、人手不足によって公共交通を担うドライバーの確保ができなくなっており、この点は物流も同様に、慢性的なドライバー不足の状態になっています。

そこで国においてはデータ連携を活用し「日本型 MaaS」の実証実験を５類に分け構築しているところではありますが、その中で本市に該当する「地方郊外・過疎地型」をどのように認識しているか、また、本市としての交通弱者対策や交通インフラのデジタル化を検討されているか、伺います。

4. 行政事務の効率化

本市も活用しているロゴチャットですが、これは主に LGWAN（総合行政ネットワーク）で使えるクラウド型ビジネスチャットですが、なおかつインターネットも利用することが最大の売りなのかなと思っています。

これはサービス提供会社である株式会社トラストバンクによると、ロゴチャットを活用することで職員一人当たり年間 98 時間の業務削減効果を示しているということですが、具体的なその中身として、庁内外の利用はもちろんの事、自治体の許可を得た外部の民間事業者とのやり取りや、他自治体との連携も可能となっています。その他に、テレワークやノート機能の利用によるペーパーレス化、情報連携が加速するチャット機能などの活用などがメリットとしてあげられています。

またコミュニケーションの変革や同社の別のソフトであるロゴフォ

ームを活用した市民サービスの向上も謳われていますが、そのような新たなサービスへの活用についての本市の考えや、現状の職員の活用状況に関して伺います。

5. デジタル技術を活用した観光戦略とオープンデータ化への取り組み

前回の質問でも触れましたが、いつかはバーチャル空間での旅行やバーチャルの中での行政運営などもVR（バーチャルリアリティ）やIoT（モノのインターネット）の技術が進むにつれて現実化していき、変わっていくのかなと認識しています。

そのようなデジタル技術の活用に関して、以下の点を伺います。

- （１）本市で馬ヶ背やお倉ヶ浜で取り組んでいる実証実験等について、目的とその後の展開を伺います。
- （２）総務省の推奨するオープンデータ化が、利用者側の利点として、二次利用が無料で行え、データを活用した新事業の開発が促進され、生産力向上や経済の活性化に繋がるとアナウンスがなされています。本市としてのオープンデータ化への取り組みと認識を伺います。

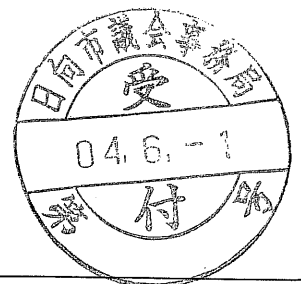
6. デジタル化に伴う懸念事項

デジタル化で利便性が向上するのは良いことだと思いますが、あまり関心のない方にとっては、システムの脆弱性による問題の前に、情報不足により問題が襲い掛かることが懸念されます。

例えば契約に関する問題です。令和３年６月１６日公布の「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が改正検討中ですが、様々なものがデジタル化される中で、契約書も紙からデータになりつつあります。

電磁的記録も認められることになれば、スマートフォン内でも契約が可能となることを想定すると、これまでは、紙で行っていたものがあつたからこそ、家族や友人から気付きを得て発覚していたものが、今後はスマートフォンやPCの中だけで完結してしまい本人以外知る由もありません。

今後、被害者とならないための事前の取り組みについての認識や対策を伺います。





発言（一般質問） 通告書

令和 4 年第 3 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 4 番

内 容 （ 具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
1. コロナ禍における公営住宅施策について 日本の賃金体制はバブル後 30 年間据え置きとなっており、欧米と比較した場合、年収で日本は 38,151 ドル、米国 69,392 ドル、ドイツ 53,745 ドル（2020 年 OECD 資料参考）と大きな格差となっている。 対して物価はどうかというと、ステーキ用食肉の場合 100g 当たり日本では 1,058 円米国では 174 円であり、ビールなども米国は安い状況であるが、食料品は平均すると同等となっている。 日本の大企業は黒字でありながら労働者には還元せず、役員・会社で保留するという体質になってしまったようである。 対して地方の経済は相変わらず厳しい経営状況となっている。 パート労働者の方から相談を受けたのだが、物価が上がり生活が苦しくなったので公営住宅を借りようとしたが、募集戸数が少なくあきらめたとのことだ。 このことを踏まえ、以下の点を質問します。 (1) 現在公営住宅については入居者応募については民間に委託している。3 月・5 月の募集を新聞チラシで見たが、1 棟に 1 戸の募集と非常に少ない。年間何回募集して総計何戸の募集となっているのか。 (2) 住民に聞き取りを行ったところ、県営住宅の住民から「空き家があるのに入居させないので共益費が高い。なんとかならないのか。」と相談された。市営住宅では同様の相談はよせられていないのか。相談がある場合は、この原因はなにか。 (3) 大原市営住宅・木原市営住宅については、統合して新しい市営住宅建設の構想があるようだが、建設時期と場所はどこか。	市長 教育長
2. 新たなウイルスの出現 日向市では、オミクロン株によって 1 日 70 名以上のコロナ感染者が出た。 コロナにビクビクしている今日、サル痘という新たなウイルスまで出現した。身体中に発疹が出るそうだが、今回のウイルスは接触感染になるようだ。	市長 教育長

コロナのような空気感染ではないのでマスク着用は必要ないと思うが、国は6月1日から、外人観光客を1日2万人入国を許可することとなった。

これではサル痘を防ぐ水際対策が出来ない。

そのうえ日向市は、唯一の公立病院を無床診療所にしたので感染者を隔離することすら出来ない。

サル痘は、オミクロン株のように家庭内療養では対処できないのではないか。

そこで質問します。

- (1) 今からでも遅くない。東郷診療所を再度有床申請をして隔離施設ができないか。
- (2) マスク着用により成人者は心筋症・認知症になる恐れがあり、又児童については学力低下の恐れがあることが報道されるようになった。政府もマスク着用についてはできるだけ外すよう啓発している。日向市としてマスクを外す啓発はしないのか。
- (3) 5歳児以上のワクチン接種については中止ができないのか。

3. 体育館建設について

4月に開催された市民説明会に、私も財光寺会場に行ってきました。賛成意見を述べる人が多く違和感を抱いたのですが、市外の方が他の会場でも賛成意見を述べていたと後で聞きました。

私なりに市民に聞き取り調査を行ったところ、説明会には行かなかったが体育館建設には反対であるとの声を聞きます。

その理由はプールが無くなる。場所が遠い(免許証返納)。

建設資金が高すぎる。コロナ禍で何故体育館建設なのか。

このような意見を多く聞きました。

そこで質問します。

- (1) 日向市以外の方が何故すべての会場で発言できたのか。これが通例となり今後の説明会でも許可するのか。
- (2) コロナ禍のなか投資すべきものが沢山あるのに何故体育館建設を優先するのか。
- (3) 世界の金融の流れは金利上昇の流れになっている。対して日本は“0(ゼロ)”金利ベースで進んできていて、金利格差により円安の流れが止まらない。

しかし日本もいずれ金利上昇となり、日向市も金利負担が大きくなることで市政に影響が出るのではと考えます。

このことを踏まえ、以下の点を質問します。

- ①現在、市の起債償還金(公債費)は、どのくらいの金利負担(利率)で支払っているのか。
- ②今後、金利負担が大きくなることが予想される中、体育館建設のような負担増は中止した方が賢明な判断と思うがいかが。

市長
教育長





発言（一般質問） 通告書

令和4年第3回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

質問順位 5 番

内 容 （ 具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
1. 大規模災害に備える本市の取組みについて 東日本大震災から11年、熊本地震から6年が経過した。一方では、温暖化の影響による気候変動から、かつて経験したことのない集中豪雨や大型台風の発生など、多くの有識者が解き明かすシナリオを読み解くたびに、いつ国難級の大規模災害が発生しても不思議ではなく、その対策については、甲論乙駁するような時間的余裕すらない時代を迎えている。 このことを踏まえながら以下を質問する。 (1) 令和3年3月に地域防災計画が改訂されているが、「国土強靱化地域計画」や「避難所運営マニュアル」、「大規模災害時受援計画」などの下位計画も多く策定されている。とりわけ、市民が知っておくべき計画として「地域防災計画」はもとより、「避難マニュアル」、「避難行動要支援者避難支援プラン」、「大規模災害時における避難所運営マニュアル」などが挙げられる。このことについて、以下を問う。 ① 自助、共助の視点から、各自主防災会での避難マニュアルを策定している防災会は少ないが、要因と課題を問う。また、水防法及び土砂災害防止法が、2017年6月に改正され、要配慮者利用施設等は避難確保計画や避難訓練実施が義務化された。誰ひとり取り残さないSDGsを基軸に据える諸計画等を踏まえ、本市における同施設のマニュアル策定状況や避難訓練実施の実態を問う。 ② 避難ルートには、どうしても危険空き家や危険ブロック塀等を通過せざるを得ない状況も想定されるが、倒壊して通行不能となる懸念もある。対応を急ぐべきだがどうか。 ③ 避難訓練については、地域防災力の向上という観点から、各自主防災会による自主的な取組みが求められる。直近の訓練実施の実績と評価について問う。 ④ 防災行政無線によるアナウンスについて、避難指示等のメッセージが風雨等で聴き辛く、戸別受信機の配備を望む声が多いがどうか。また、過去の大災害の教訓から、自治体の迅速な情報収集や情報伝達手段の在り方が問われている。 これまでのアナログからデジタルシステムに切り替える必要性を感じるがどうか。更には、国土交通省が推奨する洪水からの逃げ遅れゼロを目指す「マイ・タイムライン」の仕組みを導入する自治体が増えている。本市の取組みはどうか(防災DXの推進) ⑤ 指定緊急避難場所、特に「避難山」については、長時間、繰り返される津波の押し波、引き波に耐えうるのかどうか疑問視する市民は多い。強度について、周辺住民への周知が必要と思うがどうか。	市 長 教育長

⑥ とりわけ中山間地域における送電線、電話線等に絡む支障木については、都度、自治会長経由で管轄企業へ連絡しているが、決して早くない対応に頭を痛める自治会も多い。

停電、通信遮断を未然に防ぐ観点から、同企業には日常的な点検・伐採等が求められるが、この際、自主的な取組みを要請する考えはないか問う。

⑦ 新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた指定避難所の受入れ避難者定員の見直しは行われたのか問う。併せて、同避難所における諸設備は、男女共同参画の視点で万全かどうか併せて問う(スフィア基準の視点)。

⑧ 災害時避難行動要支援者(高齢者、障がい者及び難病患者等)の名簿一覧については、個人情報保護の観点から限られた方しか入手されていない。有事の際に支障はないのか。スピード感をもって避難行動を支援する改善手法について問う(個別避難計画:市町村の努力義務)。

⑨ 避難所へのペット同伴については運営マニュアルに細やかに規定されているが、全ての指定避難所での受入れは可能なのかどうか問う。

⑩ 避難訓練のみならず、市民参加型の避難所運営訓練の必要性を感じるかどうか。

また、指定避難所における非常電源装置や Wi-Fi の事前整備について問う。

(2)洪水防止対策として耳川河口(東郷町域も含む)や耳川支流における堆積土砂については過去に質問したが、「管理者である県へ要望する」との答弁であった。川床が高くなることで内水による家屋への浸水が懸念される。浚渫を急ぐべきだがどうか。

(3)大規模災害時の食料品等の輸送ルートとして東九州自動車道、国道ほか県道も記載されている。過去の質問で言及した狭隘な県道も随所に点在している。県道に加え、迂回路としての市道についても待ったなしの改修の必要性を感じるかどうか。

(4)中山間地域の一部で、携帯電話不感エリアやTVの共同アンテナの不具合が散見される。災害時に命を守る唯一の通信・情報入手手段は、携帯電話とTVなどの各種メディアからの情報。早急な全市域エリアのチェック&レビューが求められるかどうか。また、急傾斜地崩壊防止工事の進捗と今後予定されている施工箇所について問う。

(5)各地区の防災力向上のリーダーとしての役割を担う「防災士ネットワーク」の組織があり、各地区からの要請で出前講話等も実施していると聞く。市民自らが「自分の命は自分で守る」という危機管理意識の醸成に向け、これまで以上に資格取得者増や同組織との連携を強化し、「攻めの防災行政の推進」が急務と考えるがいかがか。

2. 総合型地域スポーツクラブ「ひむか YOU ゆうクラブ」について

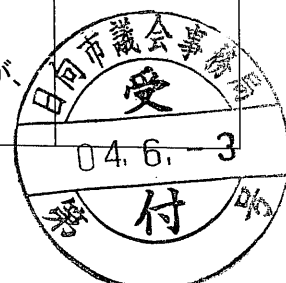
子どもから高齢者までを対象にスポーツ教室等を展開している同スポーツクラブは、県下で30団体ほど組織され、健康づくりはもとより、生きがいづくりや地域コミュニティの活性化、世代間交流、地域のスポーツ文化の向上に加え、医療費抑制等にも貢献しているが、以下を問う。

(1)ボランティア有志で活動が続けている同スポーツクラブの認識を問う。

(2)コロナ禍に伴い、本市の「ひむか YOU ゆうクラブ」は、各種スポーツ教室等にもその影響が及び、会員数減が課題となっている。自主活動が基本ではあるが、課題解決に向け、行政との定期的な協議の場を持つことについてはどうか。

(3)同クラブで使用する備品の保管場所は、旧岩脇中学校・部活動棟を借用しているが、取り壊されないのに退去を求められている。理由と代替案について問う。

市長
教育長



日向市議会議長 黒木 高広 様

[17 番] 日向市議会議員 日高 和広



発言（一般質問） 通告書

令和 4 年第 3 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 6 番

内 容（具体的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
1 コロナ対策について 2019 年に新型コロナウイルスが認知されて以来、日向市としても多大な影響を受けている。ワクチン接種が進み、ある程度有効な治療法が確立される中、社会経済を活性化させなければいけない。 国・県・市では様々な一時金、補助金、協力金などの支給が行われてきた。その中で世間の意見として「飲食店ばかりが優遇されている」という批判がある。必ずしもその指摘が正しいとは言えないのだが、すべての業種において、補助金申請の情報不足、申請の複雑さなど、ハードルの高さに申請をあきらめる市民が多数いるのは確かである。 そこで以下について伺う。 (1) 周知不足は否めないと思うが如何か。 (2) ウイズコロナに向けて、業種ごとに現状調査をすべきではないか。 (3) 特に一次産業は消費の落ち込みから数量・価格ともに影響が大きいのではないか。 (4) 直接出向き、業種ごとに細やかな聞き取りを行い、寄り添うことが重要と考えるが如何か。 (5) 市民はコロナとの戦いに疲れ果てている。元気付けるための市単独の補助を是非考えては如何か。	市長
2 防災行政無線システムの利用状況について 日向市の防災行政無線システムは災害時などに、重要な情報伝達手段の一つとして使用されているが、現在、コロナ禍で毎日コロナへの注意喚起が放送されている。しかしその内容は、まったく同じで市民が必要としている情報がしっかりと伝えられているとは言い難いと思う。 そこで以下について伺う。 (1) 毎日定型文で放送せず、最新の新型コロナウイルス感染者の発生	市長

状況や年代別発生状況、新型コロナワクチン接種状況などのように、市民に注意喚起を促すために丁寧な放送は出来ないのか伺う。

3 新しいお墓の形と市営納骨堂について

現在、お墓に対して少子高齢化・核家族化・過疎化や価値観の多様化などで、「墓じまい」という選択肢を選ぶ方が増えている。

その中で、日向市営納骨堂は築 60 年を超えており、老朽化の問題がある。まして永久安置に関しては、現在すべての区画を貸し出しており受付をしていない状態である。

そこで以下について伺う。

- (1) 年数の経ち過ぎた納骨堂についての当局の見解を伺う。
- (2) 納骨堂の市民ニーズをどう考えるか伺う。
- (3) 市内のお寺からの納骨堂建設の申請状況は如何か。
- (4) 新しいお墓の在り方について検討したことはないのか伺う。

市長





発言（一般質問）通告書

令和4年第3回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

質問順位 7 番

内 容（具体的な質問事項）	答弁を求める者
1. 岸田政権の評価について (1) 「新型コロナ」や「ウクライナ侵略」などで、物価が何もかも高騰している。岸田総理は当初、「分配重視」と言っていたが、成長戦略（アベノミクスへの逆戻り）へ方向転換しており、富裕層などへの負担は求めておらず、格差と貧困対策、4割に達している非正規対策などは見られず、年金の連続引き下げ、医療費の引き上げなどは強行されている。これでは物価高騰から、市民の暮らしは守れないと思うが、この政権をどう評価しているのか問いたい。 (2) 物価高騰が続き、学校給食費の値上げを心配する声も寄せられている。どう対応するのか問いたい。 (3) インボイス制度導入の中止を求める。 ①この制度は、消費税を取りこぼさないために、税率変更を伴わず、納税者を広げ、免税のはずの小規模事業者やフリーランスなどに、増税を押しつける制度である。つまり、免税事業者をなくすという一方的なやり方で、あまりに乱暴すぎると思うが、どういう認識か問いたい。 ②一つの例として、シルバー人材センターもインボイス制度の対象となっている。「会員」は、消費税法上は、「事業者」と扱われている。インボイス制度が導入されると、課税事業者である、シルバー人材センターが消費税を負担するか、会員が課税事業者になるか迫られている。会員は事務負担、経済負担からして、課税事業者になるのは無理である。シルバー人材センターも経営が成り立ちません。 高齢者の雇用、就業の機会、社会参加をなぜ奪われなければならないのか。なぜ利益を追求するのが目的でない公益社団法人シルバー人材センターにまで新たに増税をしなければならないのか。全く理解できませんが、見解を問いたい。	市長 教育長

2. 持続可能な農業・農村の再編について

市長

(1) ロシアのウクライナ侵略を機に、世界の食料価格が高騰している。

食料供給を外国に委ねてきた日本の食料自給率は37%、史上最低になっている。この実態についてどういう認識か問いたい。

また、本市における農地面積、基幹的農業従事者数は、過去5年ぐ
らいからどう推移しているのか。食料自給率向上を含む、今後の農業
のあり方をどう見ているか問いたい。

(2) このような中で、これまで政府は、減反、転作を強いりながら、飼
料用米、小麦、大豆、なたね、そばなど、転作をしている農家に対し
て、2022年から2026年の5年間に、一度は水張り（水田の植付）を
実施し、しない農地は、「水田活用の直接支払交付金」の対象から外す
などと、政策化している。収益性が低い麦、大豆が定着しているのは、
交付金があるからである。せっかく、畑土として、努力して作り上げ
たのに、1年以内に田んぼにせよとは、現場を知らない全くの愚策であ
り、背景には、農業予算削減ありきの方針、食料自給率向上に逆行す
ることは、明らかです。どう認識しているか、問いたい。

3. 市道 奥野－小原線の拡幅事業はその後、どうなっているか。

市長

「頭上注意」の看板も立っている箇所もあり、早急の整備を求めたい
が、どうか。





発言（一般質問） 通告書

令和4年第3回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

質問順位 8 番

内 容 （ 具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
新型コロナウイルス感染症拡大の中、日々、日向市民の命と健康を守り、安全安心な市民生活維持のために奮闘されている日向市長、市職員の皆様に敬意を表しながら、現状と課題を認識・共有することを通して、この未曾有の危機を共に乗り越えるために努力したいという決意と立場から質問したい。 1. 新型コロナウイルス感染症との今と今後について 現在日本は、流行「第6波」を克服し「ウィズコロナ」のあり方に向けた実装段階にある。すなわち感染防止と社会経済活動の両立を目指している。 しかし、国民・市民から、「なし崩しの」に、重心が感染対策から経済活動に移行していつているのでは、という不安も聞かれる。 以上の立場から、以下のことを問いたい。 (1) 日向市は、現在の政府や県の対策を踏まえて、日向市での「ウィズコロナ」をどのように考えているのか。 (2) 市民の中にある不安や困り感をどのように捉えているのか。また、どのように対応していくのか。 2. 選挙の季節を迎えるにあたって 7月には参議院選挙、来年の春には統一地方選挙が予定されている。選挙は、国民・市民が政治に参加する大切な権利である。しかし、障がいのある人にとって、投票する権利の行使が困難な状況が少なくない。 一方、(※1)障害者差別解消法に基づき自治体は、障がいのある人がない人と同様に投票できるように(※2)「合理的配慮の提供義務」がある。 以上の立場から、以下のことを問いたい。 (1) 日向市に「合理的配慮の提供」が必要な方々はどれくらいおられるのか。	市長 市長 選挙管理委員会委員長

- (2) 日向市は、先の選挙までにどのような「合理的配慮の提供義務」を実施してきたのか。
- (3) 「障害者の生活と権利を守る宮崎連絡協議会」が、会員・家族・支援者等 72 名へ実施した「投票に関するアンケート結果」(市長にもお渡し資料)によると、様々な困り感と問題の指摘、要望がある。このことについて、全体的にどのように感想をもち、どのように対応していくのか。
- (4) 18 歳以上の障がい者は手帳保持者で 900 万人ほど。手帳を取得できていない難病者や認知症のある方を加えると、1500 万人とも言われている。障がいのある人が選挙時に困難を感じるのは、主に下記の 3 項目である。これらの 3 項目についての現状と課題は。
- ① 選挙情報の保障(例: 点字広報のあり方、盲ろう者に対する情報提供、長期入院患者への情報提供、知的障がいのある方への配慮、等々)
 - ② 投票所の環境(例: 障がい者に詳しい投票立会人の配置、手の不自由な人・点字記載のために安定した記載台を、障がい者施設や病院での移動投票所の開設、等々)
 - ③ 投票方法(例: 代理投票の充実、投票用紙のあり方～大きさ、名前の記載だけでなく名前や顔写真へのチェック方式など、郵便投票対象者の拡大、等々)

言葉の説明: (※1) 障害者差別解消法

- ・平成 28 (2016) 年から施行された。障がい者を理由とした差別の解消を目指す法律。

言葉の説明: (※2) 「合理的配慮の提供義務」

- ・障がい者が他の者と平等に、全ての人権を享有し、行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整。

3. 「家族内ケアラー」が問いかけるもの

厚生労働省と文部科学省は、2021 年 3 月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクト」を設置した。同チームによる実態調査や諸報告が出され、急速に「ヤングケアラーの支援」が提案され、(※3)「ヤングケアラー」の存在が話題になってきている。

また、2021 年 6 月に成立した(※4)「医療的ケア児支援法」によって、重い障がいを抱える子どもの「家族内ケア」についての困難・課題も話題になってきた。

これらの「家族内ケアラー」が問いかけるものについて、行政と議会が情報交換を通して、丁寧に取り組んでいくことが大切である。

以上の立場から、以下のことを問いたい。

市長
教育長

- (1) そもそも家族の介護・介助は、誰が、どのように担うべきなのか。
- (2) 家族がケアを担うべきという暗黙のプレッシャーを問い直すことが必要ではないのか。
- (3) 厚生労働省は今年4月7日、「ヤングケアラー」について、小学6年生の実態調査結果を公表した。約15人に1人に当たる6.5%が「世話する家族がいる」と答えている。この実態調査は、日向市における取り組みに様々な示唆を与える。日向市としての見解を問う。
- (4) これまで出会った障がいのある子どもの保護者（主に母親）から、学び、感じたことは、「子どもの障がいという誰にでも起こる偶発的なことが、なぜこんなにも家族での生活を困難にするのか」「一人の人間が、母親として妻として労働者として市民として、そして女性として生きることを同時に求めるのは贅沢なのか」「なぜ、母親は自分が高齢になり要介護状態になってもケア役割から降りられないのか」ということだ。母親たちの生活や思いに接するたびに出口の見えないトンネルに迷い込んだような気持ちになった。

そのことを解決する一筋の光が、昨年成立・施行された「医療的ケア児支援法」ではないのか。日向市は、母親たちの生活や思いを深く受け止めた上で、どのように考え、どのように対応するのか。

言葉の説明：(※3)「ヤングケアラー」

- ・ 家族にケアを要する人がいるために、家事や家族の世話などを行っている18歳未満の子ども。

言葉の説明：(※4)「医療的ケア児支援法」

- ・ 医療的ケア児支援法は、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で作られた。障害や医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み、育てることができる社会を目指している。





発言（一般質問） 通告書

令和 4 年第 3 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 9 番

内 容（具体的な質問事項）	答弁を求める者
1. 社会的孤立対策について ひきこもりの状態にある方は全国で 115 万人いると言われており、年代別でいうと 15～39 歳で 54.1 万人、40～69 歳で 61.3 万人となっています。この数字は約 100 人に 1 人がひきこもりということを表しています。 そこで以下のことについて伺います。 (1) 若者のひきこもりは不登校から長引くことが原因の一つだと考えます。この課題はコロナ禍でますます注視していく必要があると考えるが、関係機関との連携体制はどのようになっているのか現状を伺います。 (2) 高齢者のひきこもりも増加している状況にあります。本市の一人暮らしの高齢者世帯数について伺います。 (3) 本市の社会的孤立に対するこれまでの支援や対策について伺います。 (4) 相談支援体制状況と相談窓口への周知方法について伺います。 (5) 社会福祉協議会との連携協力体制はどのようになっているのか伺います。 (6) 18 歳以降の引継ぎや対応はどのようにしているのか伺います。	市長 教育長
2. コロナ禍による心のケア対策について 日本国内のうつ病やうつ状態の方の割合は、新型コロナウイルス感染症が流行する前と比べ、約 2 倍に拡大しているといわれています。特に、若者や経済的に不安定な方の間で増えているのが現状です。 そこで以下のことについて伺います。 (1) 本市の現状について認識を伺います。 (2) 市職員、学校の教職員もコロナ禍による業務の多忙化や人間関係に悩む中でこころの病を抱えている方が増えていないか危惧しています。そうした職員や教職員に対してどのような対応を行っているのか伺います。	市長 教育長
3. 消防団の今後の在り方について 消防団は地域防災の要として地域になくてはならない組織です。現状、消防	市長

団員は普段仕事や家庭をもちながら、自分たちの地域を守るという使命感の下、消防団活動を行っています。

一方で、訓練や活動による負担の大きさが課題となり、団員確保が厳しいという声があるのも現実です。

そこで以下のことについて伺います。

- (1) コロナ禍の影響で思うような消防団活動が出来ていないのが実状です。
このような状況の中、災害時、迅速に対応できるか不安を抱える消防団員も少なくないと思います。この状況をどのように把握しているか伺います。
- (2) 昨年度、消防団員に対してアンケートを実施されています。その結果がどうであったか。また、どのように分析しているのか伺います。
- (3) 令和5年度から団員報酬を直接支給すると聞いています。そこで以下を伺います。
 - ①直接支給導入に至った経緯と意思決定はどのようになされたのか。
 - ②直接支給によるメリットやデメリットはどのように考えているか。
 - ③消防団員の声を聴いたうえで導入に至ったのか。



日向市議会議長 黒木 高広 様

[6 番] 日向市議会議員

松葉 進一



発言（一般質問） 通告書

令和 4 年第 3 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 10 番

内 容（具 体 的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
1、駅前中心部の歩道の整備は 県道土々呂日向線沿いの北町バス停留所から南北約 70 メートルの区間は歩道が未整備となっている。該当するバス停付近で降雨時、自転車の高校生が敷設されたタイルの上に乗リ、滑って転倒する事故が起き、市民からきちんと歩道を整備すべきだとの苦情が寄せられた。現場は私有地であるため、自転車等の通行が制限されているようにも見受けられるが、そもそも、人通りの多いこの一帯だけ歩道がないことが問題視されている。 担当部署（県土木事務所も含めて）から、当該場所における歩道の説明を受けたが、賑わいのある駅前周辺の歩道の未整備は、歩行者のみならず、車を運転する人にとっても極めて安全性に欠ける。 以下について問う。 （1）本来は日向市駅周辺土地区画整理事業の範囲だったにも関わらず事業を中止したと聞くが要因は何か。 （2）今後この区間における歩道の整備をどうとらまえているか。	市長
2、選挙の投票率向上は 各選挙の投票率の低下については、本市の選挙管理委員会も投票率向上のために、告知を含め各施策に取り組んでいると拝察するが、一向に投票率向上の兆しが見えないのが現状ではないか。 本年 7 月には、国政選挙、令和 5 年は県議会議員、市議会議員の各選挙、令和 6 年は市長選挙と相次いで選挙が行われることを考慮すると、今から投票率向上の更なる取り組みの強化が求められる。 以下について問う。 （1）投票率低下の主な要因は何か。 （2）選挙告知のありかたは十分か。 （3）期日前投票と不在者投票の取り組みについて ①期日前投票の如何が、投票率向上をある程度左右しているといっても過言ではない。他の自治体ではバスなどを活用した「移動期日前投票所」での投票により成果を上げており、その活用を総務省が各自治体に呼びかけようとしている。本市で対応する考えはないか。 ②本市における不在者投票の現状と取り組みについてはどうか。	市長 教育長 選挙管理委員会委員長

- (4) 18 歳、19 歳の若者に対する投票の啓発について。また、本市における、過去の投票率の実態はどうか。
- (5) どの選挙区の有権者でも投票出来る「共通投票所」の設置を実施している自治体もある。「共通投票所」は投票率向上の一手段であると思うが、本市での検討は如何か。
- (6) 本市における過去の選挙での投票率の結果を見ると、地域によって投票率に大きな差がみられる。それぞれに地域の事情もあると思われるが、投票率が低いと思われる地域への投票の啓発をどう考えているか。

3、特定空家の迅速なる対応を

国のガイドラインの認定基準に沿って認定された本市の特定空家は、令和元年度から令和3年度で累計15件（建築住宅課：R4.4.26の資料）であり、そのうち7件は除去されている。

特定空家の中には、認定基準全てに該当している空き家も散見される。以下について問う。

- (1) 特定空家が存在する周辺の住民からの苦情もあると認識するが実態はどうか。

- (2) 補助金の活用状況について。

他の自治体では、解体費用等の見積もりを所有者に提供して除去の促進につなげているとの情報もあるが本市の見解は。

- (4) 行政代執行、略式代執行について本市の見解は。

- (5) 空き家対策として、兵庫県が空き家活用の条例案を出した。これによると、市町村からの申請により特区区域を設け、空き家除去跡地の住宅新築等を可能にするというものである。

特区と指定されたなかで、市街化調整区域にある空き家になった跡地への対応策としては、非常に有効であると思うが、この条例案に対する本市の見解を問う。

- (6) 特定空家予備軍（仮称）及び、特定空家に対する今後の全体的な取り組みについて問う。

市長





発言（一般質問） 通告書

令和 4 年第 3 回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 11 番

内 容（具 体 的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
1. 中学校の部活動の在り方について スポーツ庁が主導する有識者会議が、中学校における運動部活動を地域移行するなどの部活動改革の提言を固めたと報じられている。それによると、2023 年から 2025 年度を改革集中期間とし、公立中学校の休日の指導を民間クラブなどに委ねていく。また、文化庁も文化部活動の地域移行検討中で、7 月をめどに提言がまとまる見込みとある。学校内で完結していた部活動が、学校の外部へと移る大きな転換になるとのことである。委ねる先は、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、大学等を想定しており、活動の場は学校外施設や、外部指導者が学校で指導したりするとのことである。将来的には、平日も含めた移行を視野に入れているとのことである。 (1) 部活動は「教育課程外」の活動で、法令上、学校が設置、運営する義務とはされていない。しかし、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいことから学校の教育活動の一環として計画、実施されているとのことである。市長・教育長は、部活動の果たす役割をどのように認識しているのか問う。 (2) 中学校における運動部活動の在り方の議論は、平成 30 年(2018 年) 3 月にスポーツ庁が公表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、様々な改革に取り組まれている。一方、教師の長時間労働の根源とされている部活動について、学校の働き方改革の面からの部活動の在り方の議論がある。どのように理解すればいいのか問う。 (3) 休日の部活動は 2023 年度以降、段階的に地域へ移行され、その委ねる先が、スポーツクラブ、スポーツ少年団、大学等が想定されている。日向市における現状とその体制について問う。	市長 教育長

(4) 部活動は、単に生徒と教師だけではなく、今日では保護者との関係も大きなウェイトを占め、そのお互いの信頼関係で行われてきていると理解している。新たな地域移行により担い手との信頼関係が結べるのか。地域移行によって、教師の負担軽減につながるのか。その認識を問う。

(5) また、地域移行後の部活動の費用負担については、保護者となるのか。保護者負担となった場合、部活動を断念しなければならない事態が発生することが考えられるがその認識を問う。

2. お倉ヶ浜総合公園等への津波避難施設の整備について

本市における津波の浸水区域内にあるスポーツ施設は、お倉ヶ浜総合公園と美々津運動広場がある。その両施設ともに津波浸水区域内（5メートル以上10メートル未満）に位置している。

平成30年度の利用者数の実績では、お倉ヶ浜総合公園が約101千人、美々津運動広場が約1,800人である。特に、お倉ヶ浜総合公園には、野球場、運動広場、第1・第2多目的広場、屋内運動場（サンドーム）、テニスコート、遊戯広場を有し、市内・外の人々から主に競技スポーツの場として利用されている。利用者数は、使用の際に申請した利用者の数と思われることから、応援者等の利用者を含めると2倍以上の人々が公園を訪れているのではないと思われる。

政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震の最新の発生率を今後40年以内にマグニチュード8～9級の地震が発生する確率を前年の「80～90%」から「90%程度」に引き上げられており、危険性が高まっている。

(1) 本市には、いつ発生するか分からない地震・津波に対応した、津波避難タワーや避難山が整備され、更に、指定緊急避難場所、津波避難ビル等が指定され、市民の安全と安心が確保されている。しかし、お倉ヶ浜総合公園と美々津運動広場は、競技や応援の多くの人の安全と安心が確保されているか疑問である。津波到達時間の最短値17分の中で、競技場にいる人たちは、近郊に居住していない人が多く、幼児や児童生徒が考えられる。更にサーフィンをされている人も予想される。このような状況をどのように認識しているのか問う。

(2) 県は、津波被害が懸念されるひなた宮崎県総合運動公園に避難高台など9つの避難施設を完了させている。ひなたサンマリンスタジアムのスタンドなど既存施設と合わせると最大6万1000人が避難できるようになり、9つの施設の完成により、公園内のどの場所においても概ね500メートル以内を目安に避難場所がある状態になったとのことである。今後、お倉ヶ浜総合公園も野球場の整備が進められれば、市内

市長
教育長

外からの利用が増えることが予想される。安心安全なお倉ヶ浜総合公園として津波避難施設の整備を図る必要があると思うが考えを問う。

3. 美々津中学校区の小中一貫教育について

私は、美々津中学校区の小中一貫校について、平成 26 年（2014）6 月定例会で北村秀秋前教育長に、平成 28 年（2016）12 月議会では現教育長に質問をしている。平成 26 年当時は、幸脇小学校が美々津小学校との統合前であったが、今後の児童・生徒数の推移予測や、よりよい教育環境を考えると、最終的には美々津中学校区は、施設一体型の一貫校が望ましいとの答弁を受けている。また、平成 28 年 12 月議会での今村教育長の答弁では、美々津中学校が南海トラフ地震による津波の浸水域にあることから移転について考える必要がある。施設一体型の小中一貫校の設置など、美々津中学校区の実態に即した教育環境の整備について調査・研究したいとの答弁であった。

（1）最初の答弁から実に 8 年が経過しようとしているが、関係する小・中学校の保護者、地域の方々との協議の場は設定され、意見の聴取ができているのか問う。

（2）総合体育館建設やお倉ヶ浜総合公園の野球場等の整備など、財政的にも厳しい状況下であるが、今後の見通しについて問う。

教育長



日向市議会議長 黒木 高広 様

[11 番] 日向市議会議員

柏田 公和



発言（一般質問）通告書

令和４年第３回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

質問順位 12 番

内 容（具 体 的 な 質 問 事 項）	答弁を求める者
1 日向市地域コミュニティ推進基本方針の現状は 毎年6月は、区の加入促進月間として、市報で大きく報じられている。 日向市住宅マスタープラン「ひゅうが暮らし計画(前期計画)」の中では、区への加入率の現状値として64.4%(R3)が記載されている。区公連でも歩調を合わせる形で取り組み、各区の区長等による未加入世帯への訪問活動が展開される。しかし、法的根拠が見当たらない区加入促進は、「お願い」するだけで打ち手が無い状況と理解する。以下5点について問う。 (1) 区加入促進に向けた行政側の取り組みの現況は如何か (2) 県内他市での、区加入率の高い自治体の取り組み状況等の分析は如何か (3) 日向市に移住・定住した人たちの区への加入の現状は如何か (4) 区加入促進の計画、スタートから1年が経過したが、予想された効果、想定された課題等の現状認識は如何か (5) 現在設立されている4つのまちづくり協議会以外に、設立の協議が進んでいる地域はあるのか、協議の進捗を含め問う。	市長
2 市内小・中学校の学校再編計画は 確実に人口が減少していく中で、市内の小学校区別人口の推移(日向市住宅マスタープラン「ひゅうが暮らし計画」6ページ参照)では、美々津小・東郷小・坪谷小・塩見小などで減少率の高い数字が記載されている。文部科学省が目指している適正な学校の児童・生徒数からいえば、小・中学校の再編もありうる話だと認識する。令和2年12月議会での一般質問以降の、小学校・中学校の再編計画の進捗は如何か問う。	市長 教育長
3 小学生のスポーツ全国大会の是非と、中学校部活動の外部指導は 柔道での少学生の全国大会が廃止された。また、全国ミニバスケットボール大会では2018年から優勝チームを決めずに、出場全チームによるリーグ戦を行う形に変化したとの新聞報道を目にした。日向市における小学生のスポーツ活動での全国大会との関連性の実態は如何か問う。 また、中学校での部活動を、教師の働き方改革で、外部の指導者が担う形が進んでいるとの報道があった。日向市の現状は如何か問う。	市長 教育長





発言（一般質問） 通告書

令和4年第3回日向市議会定例会において、下記のとおり一般質問をいたしますので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

質問順位 13 番

内 容 （ 具 体 的 な 質 問 事 項 ）	答弁を求める者
1 昨今の物価高騰による影響とその対策を問う ロシアによるウクライナ侵攻や、円安の進行などに伴う物価高騰は、住民生活のみならず、企業や自治体等にも深刻な影響を及ぼしている。 コロナ禍で疲弊する状況下での、追い打ちともいえる物価高は、今後大きな歪みとなるのではと危惧する。 そこで以下を問う。 （1）市内の教育関連施設に電力供給していた新電力会社が、世界的なエネルギー価格の高騰により事業撤退を余儀なくされ、それにより、電気料金が当初予算の2倍にまで膨らむ可能性があるとならなくなった。2021年分から入札方式を導入しているが、価格以外の評価点を、今後採用すべきだと考えるが如何か。（社会貢献度・安定供給・環境対策等） （2）あらゆる食材の高騰により、学校給食にも影響が出ていると聞く。現状と今後の対策を問う。 （3）燃油価格の高騰は、農林水産業、運輸業など、多くの業種で悪影響を及ぼし、経営に苦慮する事業者も少なくないと聞く。本市独自の支援策が打てないか問う。 （4）コロナ禍での特例貸付の返済困難者が、物価高騰を受け増加している。本市の現況と今後の対策を問う。	市長 教育長
2 市職員のスキルアップと体制強化を問う 住民福祉向上のため、市職員の方々は日夜奮闘している。 しかしながら、コロナ禍への対応、「DX」の推進、多様化する住民ニーズへの対応、公共施設マネジメント等々、業務は質量ともに膨大で、職員一人一人のスキルアップと、組織の体制強化を、個々人の意識改革や新たな制度導入を含めて、検討すべきであると考えます。 また、人口減少や人間関係の希薄化が要因で、重要施策の数値が改善しないものもあり、重ねて新たな取り組みを模索する必要性を痛感する。	市長 教育長

そこで以下を問う。

- (1) 公務員を対象としたあるアンケート調査で「公務員あるあるの悪い点」として、「年功序列・縦割り・前例踏襲・チャレンジ精神に欠ける・コスト意識が乏しい・失敗を過度に恐れる」などの項目が挙げられた。
市長の見解を伺う。
- (2) 住民に「寄り添う」ことが真のサービス向上につながると思うが、予算不足やコロナ禍などを理由に、納得いかない事業執行も散見される。
職員全体としての意識統一をどのように図られているか問う。
- (3) 業務のデジタル化やAIの有効活用に向け、デジタル分野の専門職員の必要性が各自治体で叫ばれ、様々な取り組みがなされている。外部人材の登用を、条件が合わず断念した本市において、職員全体のスキルアップをどのように進めていくか問う。
- (4) 昨今、若い世代が持つテクノロジーの知識を最大限活用したり、ビジネスの付加価値を高めるべく、従来とは異なる方法を見出したりする際に、若い世代の貢献が大きいという事から、リバースメンタリング（逆メンター制度）を採用している企業は少なくない。
本市でも若手職員からの提案を受け入れてはいるが、大胆な仕組みづくりに着手してはと考えるが、如何か。
- (5) 部・課を超えた庁内連携の更なる強化が必要だと考える。
「フリーアドレス制」を導入し奏功している自治体もあるが、本市の今後の取り組みを問う。
- (6) 自治会・区への加入促進を図っているが、一向に成果が上がらない。
「ナッジ理論」を採り入れ、加入しないデメリットを強調したアナウンスをしては如何か。
また、多くの自治体で地域コミュニティの活性化を促すための加入促進条例を制定する動きがみられるが、本市の対応を問う。
- (7) 民生委員のなり手不足が、改選のたびに問題となっている。
以前提案した「協力員制度」が全国的に拡がりをみせているが、改めて本市でも採用できないか問う。
- (8) 公共施設マネジメントを考える際、遊休公共施設を如何に有効利用してもらうかがカギとなる。
マッチングを進めるうえで、空きスペースをお試しで利用する「トライアル・サウンディング」を採り入れては如何か。
- (9) 前回提案した「地域おこし協力隊」の採用は考えていないとのことであったが、考え次第では、本市の大きな武器となると考える。
先進自治体を研究し、前向きに検討して貰えないか伺う。

